

# 入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成28年度林野庁施工パッケージ型積算システムの購入
- (2) 仕様・規格 仕様書のとおり
- (3) 数 量 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 平成28年9月15日(木) 使用期間は平成29年3月31日(金)とする
- (5) 納入場所 林野庁国有林野部業務課

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」を有していること。
- (4) 5の(3)の提出書類の受領期限の日から、7の(3)の入札執行の日までの間において、農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

### 3 入札方法

1の(2)の仕様・規格等により、本体価格のほか、輸送費及び仕様書等に記載する作業等に関する経費等購入に要する一切の諸経費を含めた物品それぞれの単価に予定数量を乗じた総価により入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札した者は担当者の指示に従い速やかに入札金額内訳書を提出すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 林野庁国有林野部業務課災害対策班(北館8階ドアNo.北814)  
電話番号 03-3502-8349(直通)
- (2) 日 時 平成28年7月28日(木)～平成28年8月10日(水)  
(ただし、行政機関の休日を除く。)午前10時～午後5時
- (3) 入札説明会 実施しない。

### 5 提案書等の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 上記4の(1)
- (2) 提出書類 平成28・29・30年度資格審査結果通知書の写し  
提案書
- (3) 提出期限 平成28年8月12日(金)午後5時  
※郵送等による場合は、提出期限までに必着するように書留等で郵送すること。

### 6 提案書等の審査

提案書には、提案する施工パッケージ型積算システムの機能、利用するデータの要件、運用支援、情報管理体制について記載すること。

入札者が提出した提案書（カタログ等添付）は担当者が審査し、要求要件及び仕様を満たした者を最終的に当該競争に参加させるものとする。なお、審査の結果、本件仕様に対する適否については、その旨を担当者へ通知するものとする。

7 入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 林野庁入札室(本館7階7号室No.本766)  
(2) 入 札 日 時 平成28年8月18日(木)午後2時30分  
※郵便・信書便による入札は認めない。

8 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

9 入札保証金及び契約保証金免除。

10 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書及び林野庁入札心得を承諾のうえ、上記5の(2)に示す書類を提出期限までに提出し、封印した入札書を上記7の入札日時に提出しなければならない。当該入札を代理人をもって行う場合には、委任状を必ず提出することとする。

また、入札者は、入札日の前日までの間において支出負担行為担当官から提出した書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、落札者は、入札書記載金額に対する品目ごとの内訳書を提出すること。

11 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

12 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

また、入札者またはその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

13 契約書作成の要否 要

14 その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

平成28年7月28日

支出負担行為担当官

林野庁長官

今 井 敏

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当庁のホームページ（[http://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu\\_nyusatu/pdf/osirase.pdf](http://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/pdf/osirase.pdf)）を御覧下さい。